

地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により公告する。

令和7年11月21日

指宿市長 打越 明司

